

契 第 173 号  
令和7年2月19日

建設関係課長 様

契 約 検 査 課 長  
(建設工事監理室)

令和3年度及び令和6年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事に係る  
現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについて（通知）

災害復旧工事に係る現場代理人の常駐義務緩和に係る取扱いについては、令和6年11月26日付け契第123号により通知しておりますが、下記のとおり取り扱いを一部変更しましたので通知します。

なお、本通知により、令和6年11月26日付け契第123号通知は廃止します。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

令和7年2月19日付け契第172号「現場代理人の現場常駐義務の緩和について（通知）」の内容に合わせた改正

[変更概要]

現場代理人の常駐義務緩和に係る金額要件を 4,000 万円から 4,500 万円へ見直し

2 適用対象

令和7年3月1日以降に松江市が入札公告及び指名通知する工事から適用。

なお、適用日以前に松江市が発注した工事については、発注者の判断とする。

3 添付資料

- ・現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて
- ・現場代理人の兼務に関する特記仕様書（令和3年度及び令和6年度発生豪雨等災害特例適用）

※本取扱いを廃止（もしくは変更等）する際は、別途通知する。

## 現場代理人の常駐義務の緩和に係る取扱いについて

令和7年3月1日以降に松江市が入札公告及び指名通知する工事に係る現場代理人については、「現場代理人の現場常駐義務の緩和について」(令和7年2月19日付け契第172号)の内容から、更に兼務の緩和ができるものとする。

なお、その際には、別記「現場代理人の兼務に関する特記仕様書（令和3年度及び令和6年度発生豪雨等災害特例適用）」を添付して発注するものとする。

### (1)適用対象工事(建築関係工事は除く)

松江市及び松江市上下水道局が発注する建設工事のうち、兼務する工事の現場が近隣に存在し、同一の現場代理人が管理する上で支障がない工事とする。

### (2)兼務できる工事の数

同一の現場代理人が管理することができる工事の数は、最大3件まで（松江市が発注するものに限り）とする。

ただし、兼務する工事のうち少なくとも1件が令和3年度または令和6年度に発生した豪雨等に伴う災害復旧工事であり、契約金額が共に 4,500万円未満である場合は、最大5件まで、契約金額が4,500万円以上の場合は、最大2件まで兼務を認めるものとする。

### (3)適用にあたっての留意事項

- ① 兼務ができる工事は、工事場所が松江市内の工事とする。
- ② 兼務の承認にあたっては、事前に発注者間において協議・調整を行い、確認事項について相互に了解した旨を書面に残しておくこと。
- ③ 兼務の承認または不承認の判断は、事前に受注者からの様式10「現場代理人の兼務について（申請）」による申し出を受けて行い、回答は様式11または様式12をもって行うこと。
- ④ 工事現場の運営、取締り等に支障をきたした場合、その他発注者が必要と認めるときには兼務を取り消す場合があることを、事前に受注者に伝えること。